

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	和木町

和木町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	住民サービス課
所在地	山口県玖珂郡和木町和木 1 丁目 1 番 1 号
電話番号	0827-52-2194
FAX 番号	0827-52-7277
メールアドレス	jumin@town.waki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山口県玖珂郡和木町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	果樹	0.07ha	15千円
	野菜	0.01ha	1千円

(2) 被害の傾向

瀬田地区、関ヶ浜地区で、イノシシが河川敷や土手等を掘り起こすことによって生じる土壌の流出や、農作物の被害が報告されているが、近年は、ほとんど報告されていない。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	金額	16千円	8千円	8千円	8千円
	面積	0.08ha	0.04ha	0.04ha	0.04ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	岩国猟友会の協力のもとで銃器による捕獲活動を実施している。 また、町内のイノシシ出没箇所には捕獲檻を4基設置している。	町内の猟友会は高齢化が進んでいることに加え、会員数が非常に少ないために団体としての活動が困難となっている。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置に要した費用の一部を町が補助している。	農業者個人の設置に対する事業のため、防護柵設置箇所が点状になる形になっている。
生息環境管理その他の取組	住民から寄せられた有害鳥獣の目撃情報及び被害情報を岩国猟友会に報告して情報共有を図り、被害防止対策を協働している。	岩国猟友会の出動回数は限られるため、日常的な被害防止対策が困難である。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農林業被害軽減のため、被害状況の調査や今後の対策に必要な情報の収集を行いつつ、捕獲檻を効果的に設置することによって、有害鳥獣の捕獲を推進する。

また、職員や町民への狩猟免許取得推進や、町広報誌等を活用し、鳥獣害対策に係る知識の普及推進に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

和木町猟友会は、高齢化が進んでいることに加えて、会員数が非常に少ないために、団体としての活動が困難となっている。そのため、隣市にある岩国猟友会と業務委託契約を締結し、各地区の被害状況に応じて銃器及び捕獲檻による捕獲を引き続き実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	猟友会等の関係団体と連携して檻や銃器による効果的な捕獲を推進する。 また、狩猟免許の取得を推進する。
令和6年度	イノシシ	猟友会等の関係団体と連携して檻や銃器による効果的な捕獲を推進する。 また、狩猟免許の取得を推進する。
令和7年度	イノシシ	猟友会等の関係団体と連携して檻による効果的な捕獲を推進する。 また、狩猟免許の取得を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績及び捕獲数の増減を考慮するとともに、毎年適切な個体数管理が必要であることから、着実な捕獲を継続していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	15頭	15頭	15頭

捕獲等の取組内容
非狩猟期間にイノシシの出没情報が報告された場合には、岩国猟友会に情報提供し、有害鳥獣捕獲の許可を出して銃器による捕獲を行う。 また、狩猟期間にイノシシの出没情報が報告された場合には、岩国猟友会に情報提供をし、捕獲の協力を依頼する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	金網柵 トタン柵	イノシシによる被害が顕著な地区に設置する。 。	イノシシによる被害が顕著な地区に設置する。 。	イノシシによる被害が顕著な地区に設置する。 。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	侵入防止柵を設置している土地の所有者に、維持管理の啓発を実施する。	侵入防止柵を設置している土地の所有者に、維持管理の啓発を実施する。	侵入防止柵を設置している土地の所有者に、維持管理の啓発を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

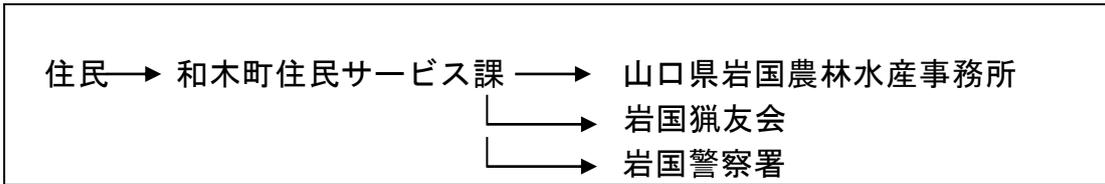
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	被害地域での対策協議や、地域住民に関する捕獲活動の理解・啓発を推進する。
令和6年度	イノシシ	被害地域での対策協議や、地域住民に関する捕獲活動の理解・啓発を推進する。
令和7年度	イノシシ	被害地域での対策協議や、地域住民に関する捕獲活動の理解・啓発を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
和木町	関係機関との連絡調整及び連携、現地調査、情報収集。
山口県岩国農林水産事務所	情報の提供、対策の助言と指導。
岩国猟友会	町からの依頼により駆除・捕獲。
岩国警察署	住民被害の恐れがあるときの出動。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣は、和木町最終処分場で埋設する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内には、野生鳥獣を食肉へ加工可能な施設がないこと、イノシシの年間捕獲頭数が少ないこと等から、食品として利用促進することが困難であるため、取り組む予定がない。
ペットフード	町内には、野生鳥獣を食肉へ加工可能な施設がないこと、イノシシの年間捕獲頭数が少ないこと等から、ペットフードとして利用促進することが困難であるため、取り組む予定がない。
皮革	町内には、野生鳥獣を食肉へ加工可能な施設がないこと、イノシシの年間捕獲頭数が少ないこと等から、皮革として利用促進することが困難であるため、取り組む予定がない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	町内には、野生鳥獣を食肉へ加工可能な施設がないこと、イノシシの年間捕獲頭数が少ないこと等から、イノシシの活用が困難であるため、取り組む予定がない。

(2) 処理加工施設の取組

町内のイノシシの年間捕獲頭数が少ないため、処理加工施設を建設する予定はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

町内のイノシシの年間捕獲頭数が少ないこと等から、捕獲等をしたイノシシの有効利用のための人材育成の取組が困難であるため、取り組む予定がない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	和木町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
和木町	協議会の運営、各種機関との連絡調整
和木町猟友会	鳥獣捕獲の実施体制と固体処理
山口県農業協同組合和木支所	農業者の被害状況把握と調整
山口県岩国農林水産事務所	情報の提供、対策の助言と指導
和木町農業振興研究会	農業者の被害状況把握と調整
和木町里山研究会	林業者の被害情報の把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
町内各自治会	駆除等の期間に地元での安全啓発・周知
岩国猟友会	隣市として広域での協同駆除の連携
岩国市農林振興課	隣市として広域での協同駆除の連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊がなくても有効な対応が取れている。今後、実施隊が必要になったときは設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

岩国猟友会に依頼・連携し、効果的な有害鳥獣の捕獲を実施する。
また、狩猟免許取得の啓発を行い、免許保持者の増加を促進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害が多く確認される地域では、捕獲檻や猟銃での捕獲を積極的に実施し、被害の軽減に努める。